

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	奄美市教育委員会 学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市教育委員会は、学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奄美市教育委員会

公表日

令和3年9月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	学校保健安全法による医療に要する費用の援助に関する事務
②事務の概要	<p>①事務の説明 学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかった要保護及び準要保護児童生徒に対して、医療券を発行する事務を行う。</p> <p>②特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 学校保健安全法及び行政手続における特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規程に従い、特定個人情報を以下の手続きで取り扱う。 具体的には、医療券発行の対象者に対して、受付事務を行い、医療券を発行する。また、生活保護法第6条に規定される要保護者・準要保護者の特定を行う。</p>
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
学校保健安全法における要保護・準要保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(個人番号利用の根拠)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第一の27の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条 (各手続の根拠) 学校保健安全法第24条 学校保健安全法施行令第9条 生活保護法第6条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第8号、第9号、第11号 ②別表第二 26.87の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条 ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第5条(特定個人情報の提供)、別表第3 ⑥番号利用条例別表第3における情報提供の根拠 別表第3: 2、3の項</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第8号、第11号 ②別表第二 38の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ④行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会学校教育課
②所属長の役職名	学校教育課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月31日	3.法令上の根拠	<p>(個人番号利用の根拠)</p> <p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 ・別表第一の27の項 <p>(各手続の根拠)</p> <p>学校保健安全法第24条 学校保健安全法施行令第9条 生活保護法第6条</p>	<p>(個人番号利用の根拠)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第一の27の項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第23条</p> <p>(各手続の根拠)</p> <p>学校保健安全法第24条 学校保健安全法施行令第9条 生活保護法第6条</p>	事後	
平成28年7月31日	4.法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「市町村教育委員会」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報」が含まれる項(26、87の項)</p> <p>(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「市町村教育委員会」等の項のうち、38の項</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 26,87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 38の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	事後	
平成29年6月8日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 26,87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第二 38の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26,87の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 38の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	5.①部署	教育委員会総務課	教育委員会学校教育課	事後	
平成30年5月31日	5.②所属長	総務課長 徳永 恵三	課長 元野 弘	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報 保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステム を通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移 転(委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除 く。) 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシ ステムとの接続 不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 元野 弘	学校教育課長	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 26,87の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二 38の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号、第10号 別表第二 26,87の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第2の項、第3の項</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第10号 別表第二 38の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項</p>	事後	
令和1年11月15日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	[○] 委託しない	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第8号、第10号 別表第二 26.87の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第2の項、第3の項</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第10号 別表第二 38の項</p> <p>②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>③行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>④奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第10号</p> <p>②別表第二 26.87の項</p> <p>③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条</p> <p>④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第5条(特定個人情報の提供)、別表第3</p> <p>⑥番号利用条例別表第3における情報提供の根拠</p> <p>別表第3:2、3の項</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第10号</p> <p>②別表第二 38の項</p> <p>③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条</p> <p>④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則</p> <p>⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項</p>	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年9月10日	4.法令上の根拠	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第10号 ②別表第二 26.87の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第5条(特定個人情報の提供)、別表第3 ⑥番号利用条例別表第3における情報提供の根拠 別表第3:2、3の項</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第7号、第10号 ②別表第二 38の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項</p>	<p>(情報提供事務)</p> <p>①番号法第19条第8号、第9号、第11号 ②別表第二 26.87の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条、第44条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年12月24日条例第27号)(以下、「番号利用条例」という。)第5条(特定個人情報の提供)、別表第3 ⑥番号利用条例別表第3における情報提供の根拠 別表第3:2、3の項</p> <p>(情報照会事務)</p> <p>①番号法第19条第8号、第11号 ②別表第二 38の項 ③番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ④行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則 ⑤奄美市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奄美市条例第27号)第5条第1項及び同条例別表第3第1の項</p>	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	